

うがい薬「イソジン」に描かれた
「カバのキャラクター」に関する争い

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースは、お互いに、相手の商品の販売差止めの仮処分申請を行っている、「明治」VS「米製薬会社ムンディファーマ」の争いについてです。下図の左側のものが、4月から明示が販売しようとしているパッケージと容器、右側のものが、ムンディファーマが販売しようとしているパッケージと容器です。



出典：NHK NEW WEB 『「イソジン」の対立から考える』

そもそも、この争いは、ムンディファーマが、長年、明治にライセンスしてきた「イソジン」の文字商標について、この4月に塩野義製薬にライセンスを移すということになって生じたものです。

今回の争いで、明治は、ムンディファーマの行為が、不正競争防止法の「著名表示の冒用行為」※に該当するとして、仮処分申請しているようです。一方、ムンディファーマについても、どの規定かは未確認ですが、不正競争防止法で仮処分申請しているようです。

なお、明治は昨年、「イソジン」商標のライセンス移転が分かってから、このパッケージの「カバのキャラクター」について商標登録しています。一方、ムンディファーマも、今年に入ってからこの「カバのようなキャラクター」について商標登録出願をしています。

争いの詳細について不明なので、断言はできませんが、個人的には、「明治に分がある」ように思います。それは、「カバのキャラクター」のブランド力は、少なくとも、これまでキャラクターを継続使用してきた明治にある、と思われるからです。

ムンディファーマが、「イソジン」の商標権を有する以上、一体となったカバのブランド力を利用して「イソジン」の売上を維持したいという考えは、理解できます。しかし、やはり、ムンディファーマが、この「カバのようなキャラクター」を使って販売する行為は、まさに「フリーライド」(ただ乗り)だと思います。

150件余りの商標権を持ち、ライセンスビジネスをしているムンディファーマがすべきことは、こうしたことではなく、他人の知的財産を尊重して、自社のブランド力を高めるべく、新しいキャラクターを採用して、継続使用するという、自社ブランドの育成だと思っています。皆さんは、どう思われますか。

以上

※…広告宣伝などで全国的に知られている商品の容器等とよく似た容器等を用いて商品を販売する行為